

## 静岡市テニス広場条例の一部改正について

静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例

静岡市テニス広場条例（平成26年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1 静岡市中島テニス広場の使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

### 1 静岡市中島テニス広場の使用料

利用区分	単位	使用料
一般	1面1利用区分帯につき	1,040円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円

別表1 静岡市中島テニス広場の使用料の表備考中5を7とし、4を5とし、3を4とし、同備考2中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表2 静岡市横砂テニス広場の使用料（1）テニス広場の使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

### （1）テニス広場の使用料

利用区分	単位	使用料
一般	1面1利用区分帯につき	1,040円

生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円
--------------	-------------	------

別表2 静岡市横砂テニス広場の使用料（1）テニス広場の使用料の表備考中5を7とし、4を6とし、3を5とし、同備考2中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

（1）高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

（2）幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。